

第四章 健康福祉局関係の事業

I 地域福祉行政

S 1 地域福祉

家族や地域において支え合う機能が低下し、また身近な交流やコミュニケーションが希薄化している中であって、子供から高齢者まで、障害の有無に関わらず、市民誰もが地域において安心して充実した生活を送るために、地域において支え合い、助け合う力を高めていく取り組みが一層重要になっている。

こうしたことから、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するため、「せんだい支えあいのまち推進プラン」を策定し、市民の地域福祉への参加を推進しながら、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア・NPO等地域に関わる様々な担い手が連携して地域福祉を推進する取り組みを進めている。

1 民生委員児童委員

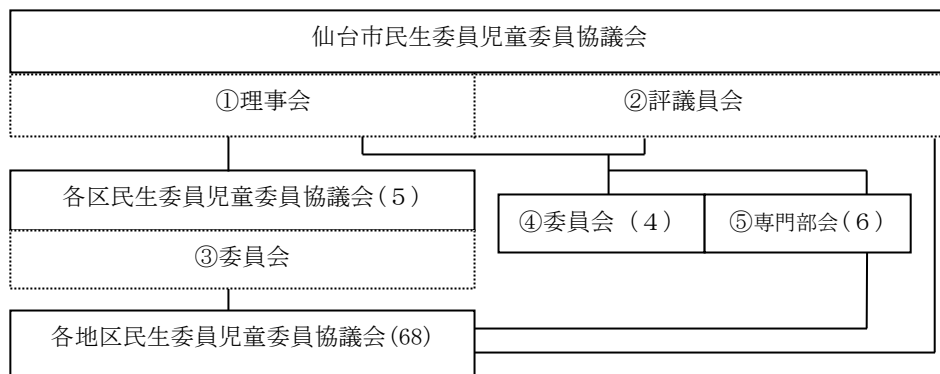
(1) 民生委員児童委員の役割

民生委員は民生委員法に基づき、地域において、各種の相談・援助・調査等自主活動を行うとともに、福祉事務所その他の関係機関への協力活動を行っており、その設置の目的は、地域住民の生活実態に即応した、よりきめ細かな福祉活動を目指したものである。また、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員を兼ね、児童福祉の増進にも重要な役割を果たしている。

さらに、児童委員活動の一層の推進を図るために、平成6年1月から主任児童委員が設置されている。

(2) 民生委員児童委員の組織

本市では、民生委員法に基づく68の地区民生委員児童委員協議会を設置している。そのほかに、任意に仙台市民生委員児童委員協議会、区ごとの民生委員児童委員協議会を設置している。



- ① 理事会は、各区民生委員児童委員協議会会長（各区1名），副会長（青葉区，太白区は各2名，その他の区は各1名）により構成される。
- ② 評議員会は、各地区民生委員児童委員協議会会長（68名）及び各専門部会長（6名）により構成される。
- ③ （各区民生委員児童委員協議会）委員会は、各区内地区民生委員児童委員協議会会長により構成される。
- ④ （市民生委員児童委員協議会）委員会は、市民児協副会長，理事及び区民児協より推薦された地区民児協会長または副会長により構成される。ただし，理事会が必要と認める場合は，副会長及び理事以外の民生委員児童委員を委員に充てることができる。
- ⑤ 専門部会は，各地区民児協から1名（主任児童委員部会は全ての主任児童委員）をもって構成される。

(3) 民生委員児童委員数

ア) 定数 1,621人（このうち主任児童委員は136人）

イ) 地区民生委員児童委員協議会の区域ごとの定数は次のとおりとなっている。

地区民生委員児童委員協議会別民生委員児童委員定数

(単位：人)

青 葉 22地区	東二	9 (2)	通町	27 (2)	川平	16 (2)	旭ヶ丘	19 (2)
	木町	20 (2)	八幡	30 (2)	台原	24 (2)	宮城東	32 (2)
	立町	22 (2)	国見	30 (2)	北仙台	18 (2)	宮城西	29 (2)
	東六	24 (2)	荒巻	19 (2)	北六	22 (2)	吉成	16 (2)
	片平	29 (2)	中山	15 (2)	小松島	28 (2)		
	上杉	24 (2)	桜ヶ丘	17 (2)	折立	10 (2)		
	計						計	480(44)
宮城野 13地区	榴岡	31 (2)	新田	23 (2)	高砂第一	27 (2)	燕沢	14 (2)
	幸町	34 (2)	鶴ヶ谷東	20 (2)	高砂第二	32 (2)		
	原町	30 (2)	鶴ヶ谷西	21 (2)	高砂第三	17 (2)		
	東仙台	26 (2)	宮城野	27 (2)	岩切	25 (2)		
	計						計	327(26)
若 林 9地区	南材	18 (2)	南小泉北	14 (2)	若林	22 (2)		
	荒町	16 (2)	大和	22 (2)	六郷	32 (2)		
	連坊	25 (2)	南小泉南	32 (2)	七郷	29 (2)	計	210(18)
太 白 16地区	向山	28 (2)	鹿野	21 (2)	東中田	21 (2)	秋保	14 (2)
	長町北部	18 (2)	八木山	23 (2)	中田	14 (2)		
	八本松	18 (2)	西多賀	30 (2)	中田西部	19 (2)		
	長町南部	23 (2)	富沢	26 (2)	中田中部	17 (2)		
	郡山	25 (2)	山田	25 (2)	生出	24 (2)		
	計						計	346(32)
泉 8地区	泉東	36 (2)	南光台	34 (2)	泉中央	30 (2)		
	泉西一	31 (2)	泉南	34 (2)	泉パークタウン	28 (2)		
	泉西二	26 (2)	泉北	39 (2)			計	258(16)

※ () は、主任児童委員定数であり内数として計上。

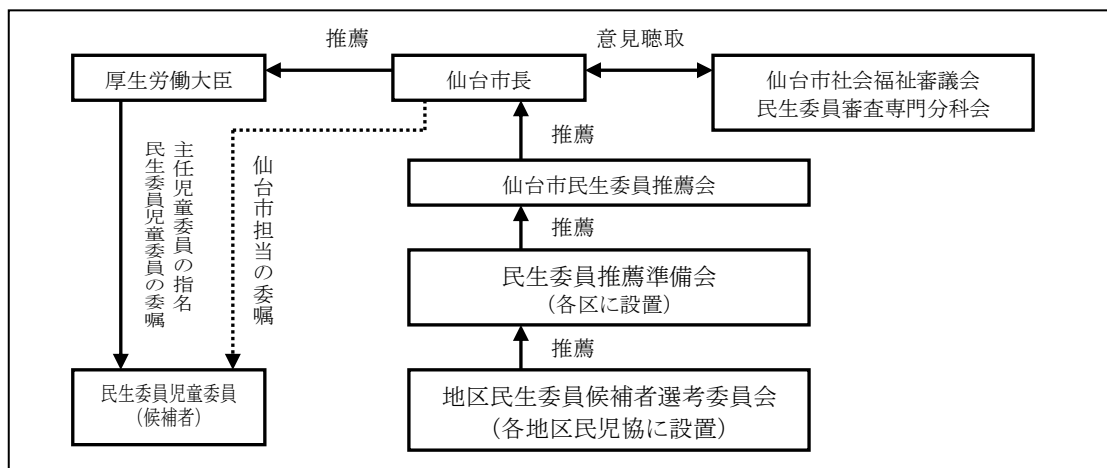
〈資料：社会課〉

(4) 民生委員児童委員の推薦・委嘱のしくみ

民生委員児童委員は、仙台市民生委員推薦会及び仙台市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の審査を経たうえで、都道府県知事（指定都市市長）が推薦した者について、厚生労働大臣が委嘱するものであり、その任期は3年である。

本市においては、地域に根ざしたより適格な民生委員児童委員候補者を選出するため、地区民生委員児童委員協議会の区域を単位とした地区民生委員候補者選考委員会及び各区の区域を単位とした民生委員推薦準備会を設置している。

民生委員児童委員の推薦・委嘱のしくみ



(5) 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員は、担当区域において、乳幼児、児童、高齢者、障害者、ひとり親世帯等各種の援助を必要とする方々に対し相談・援助を行うとともに、福祉サービスの利用援助、地域福祉活動の推進、生活福祉資金をはじめとする各種貸付の相談、関係行政機関への協力など幅広い活動を行っている。

また、高齢者、障害者、児童等の実態調査、市民の福祉意識調査等の様々な調査に協力し、その結果は本市の福祉施策の立案・実施のための重要な基礎資料となっている。

民生委員児童委員活動状況（令和5年度実績）

（単位：％，件）

		年間取扱件数	構成比	年間一人当たり
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在宅福祉	2,595	6.4	1.6
	介護保険	1,596	3.9	1.0
	健康・保健医療	3,289	8.1	2.0
	子育て・母子保健	622	1.5	0.4
	子供の地域生活	2,713	6.7	1.7
	子供の教育・学校生活	1,801	4.4	1.1
	生活費	685	1.7	0.4
	年金・保険	105	0.3	0.1
	仕事	132	0.3	0.1
	家族関係	1,242	3.1	0.8
	住居	767	1.9	0.5
	生活環境	2,154	5.3	1.3
	日常的な支援	9,026	22.2	5.6
	その他	13,853	34.1	8.5
	計	40,580	100.0	25.0
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数	高齢者に関すること	26,827	66.1	16.5
	障害者に関すること	1,668	4.1	1.0
	子供に関すること	5,306	13.1	3.3
	その他	6,779	16.7	4.2
		計	40,580	100.0
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	115,276		71.1
	行事・事業・会議への参加協力	27,113		16.7
	地域福祉活動・自主活動	67,429		41.6
	民児協運営・研修	55,769		34.4
	証明事務	1,418		0.9
	要保護児童の発見の通告・仲介	180		0.1
訪 問 回 数	訪問・連絡活動	181,518 回		112.0 回
	その他	169,209 回		104.4 回
連 絡 調 整 回 数	委員相互	93,535 回		57.7回
	その他の関係機関	59,750 回		36.9 回
活 動 日 数		225,701 日		139.2日

※構成比、年間一人当たりは、各項目ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、各項目の合計と計は必ずしも一致しない。
（資料：社会課）

2 災害時要援護者情報登録制度

災害時に安否確認や避難誘導などの支援を必要とする要援護者本人から、自分の情報を地域団体等に提供することについて同意を得たうえで、本市に登録してもらい、その情報を町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供することで、地域における避難支援体制づくりを進めることを目的とする。

※ 令和6年6月14日現在 登録者数 9,844名

3 ひとにやさしいまちづくり

建築物、道路、公園等の施設を、身体障害者、高齢者その他日常生活上、社会生活上の行動に制約を受ける人たちにも円滑に利用できるようにするための整備等を進めている。

このため、平成8年6月に、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、官公庁の施設・社会福祉施設・

商業施設・道路・公園等の公益的施設を建築する際に、施設整備の基準となる「整備基準」を規定した。また、既存施設については、整備基準に適合させるよう配慮すべき義務を規定した。さらに、一定の面積を超える公益的施設に関する施設工事等の届出義務等についても規定している。

なお、届出の対象となる施設工事等の完了後の検査等により、整備基準に適合していることが確認された公益的施設については、当該施設が「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」で定める整備基準に適合しており、どなたも安心して利用ができることを示す適合証を、交付を希望する施行主等に交付している。

(1) ひとにやさしいまちづくり施設整備資金融資あっせん

不特定かつ多数の人が利用する既存建築物等の改善又は新築・全面改築により整備基準等に適合させるバリアフリー工事に対して、限度額の範囲内で融資をあっせんし、利子を補給する。既存建築物等の改善における対象工事は、①出入口の改善（拡幅、自動扉の設置等）②出入口に隣接する敷地内通路の改善（段差解消、スロープ設置等）③廊下等の改善（段差解消、スロープ設置等）④階段の手すり等の設置 ⑤車いす使用者対応トイレの設置 ⑥11人乗り以上のエレベーターの設置 ⑦既存エレベーターの改善工事（音声装置・車いす使用者対応制御装置の設置等）である。新築・全面改築における対象工事は、①階段の手すり等の設置 ②11人乗り以上のエレベーターの設置 ③車いす使用者対応トイレの設置である。

(2) 宮城県「ゆずりあい駐車場利用制度」への協力

平成22年7月より、不特定多数の市民が利用する公共施設において、高齢者、怪我をしている方、身体に障害があり、歩行が困難な方、妊娠している方や乳幼児を連れた方が優先的に利用できる駐車区画として「思いやり駐車区画」を本市が独自に設置していたもの。平成30年9月3日から宮城県において「ゆずりあい駐車場利用制度」が開始されたことから、「思いやり駐車区画」は、全て「ゆずりあい駐車場」へ移行し、協力施設として登録した。

※「ゆずりあい駐車場」協力施設 令和6年5月17日現在 347施設 675区画に設置

4 (社福) 仙台市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指し、各種事業の実施、調査・企画・広報活動の展開、住民・当事者・ボランティア等の関係者及び団体等との連絡調整など、さまざまな場面で地域福祉の推進に取り組む社会福祉法人である。

仙台市社会福祉協議会は、社会福祉事業法が制定された昭和26年に創立され、昭和34年に社会福祉法人として認可を受けた。昭和43年10月には、地域住民との結びつきをより強め、地域の実情に即応した福祉活動を展開するため、地区社会福祉協議会（現在104地区）を結成し、市民総参加による地域福祉活動の拡充を図っている。

平成3年12月には、全区に区社会福祉協議会の設置がなされ、区を単位とした福祉活動を展開している。

平成8年度からは、地区社会福祉協議会を実施主体とした見守りやサロン活動などの「小地域福祉ネットワーク活動推進事業」を実施し、平成13年度から全市で展開をしている。また、同年度に、各区の実情に応じきめ細かなボランティア支援を行うため、各区社会福祉協議会に区ボランティアセンターを設置した。

平成12年4月の介護保険の施行による措置制度から利用契約制度への転換にあわせ、平成11年10月から利用者保護のための「日常生活自立支援事業」（開始当初は「地域福祉権利擁護事業」）を実施している。

平成18年3月には、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした「第2次地域福祉活動計画（せんだい a i プラン）」を策定するとともに平成19年3月には「杜の都の社協ビジョン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいる。

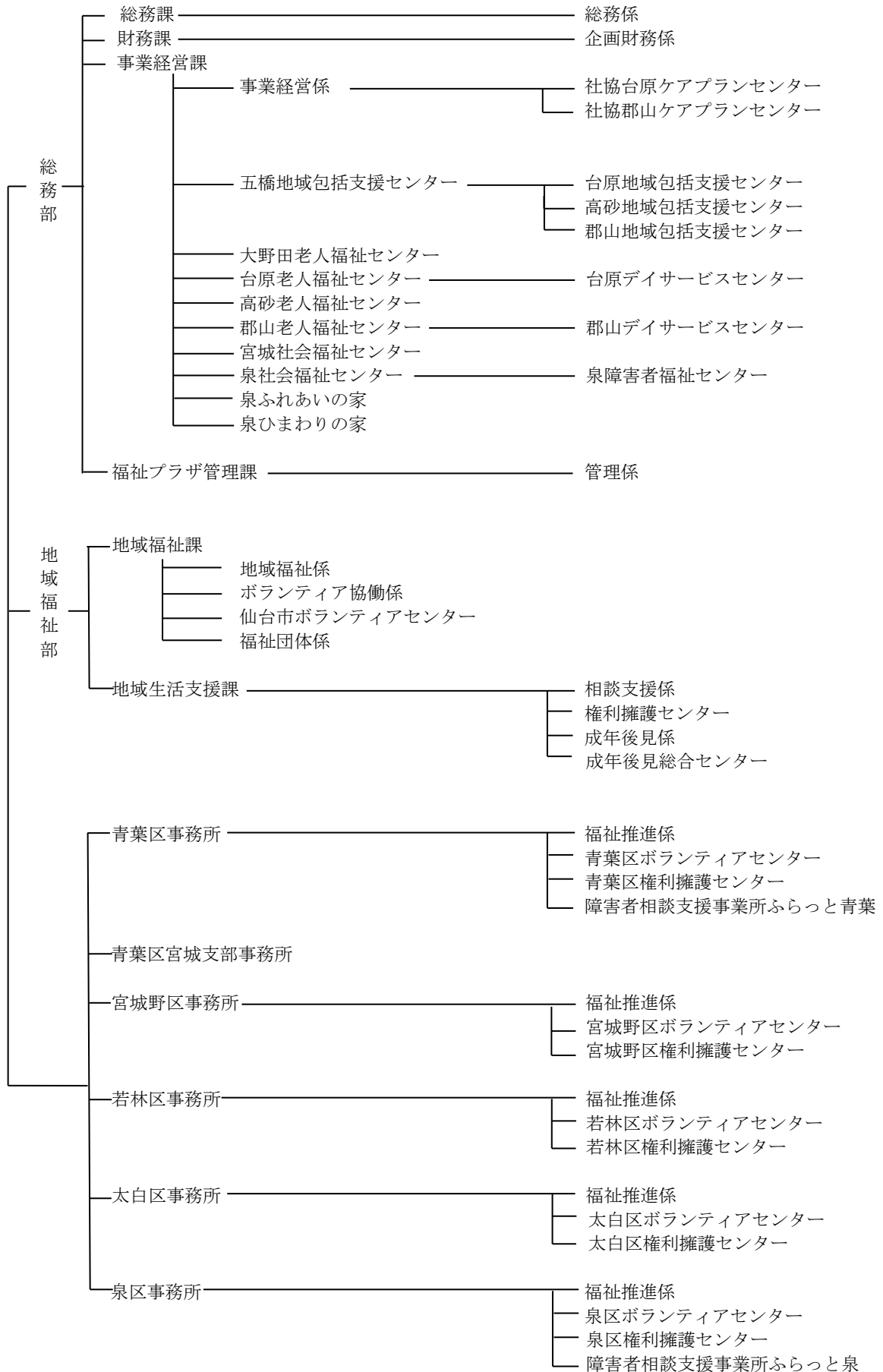
平成23年東日本大震災以降は震災への対応に特化し、発災直後より災害ボランティアセンターの設置運営、福祉避難所の運営を行い、また当座の生活資金に苦慮する被災者等を対象とした「緊急小口資金特例貸付」及び「生活復興支援資金貸付」の受付業務を関係機関と連携して行った。さらに、被災者の生活再建支援、地域コミュニティ再生のため「安心の福祉のまちづくり基本方針」を定め、「安心の福祉のまちづくり支援事業」及び「地域支えあいセンター事業」に取り組んだ。

平成25年度から地域福祉の推進における新たな重点的取り組みとして、各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、継続的に復興公営住宅整備地域などの地域の見守り・支え合い体制づくりに取り組んだ。

平成27年4月に、各区社会福祉協議会と組織統合し、地域社会及び住民にとって身近な存在として期待される役割をより着実に果たすべく、地域福祉活動の推進に努めている。また、令和2年度には「第5次地域福祉活動計画（せんだい a i プラン）」を策定し、これまで進めてきた地域福祉推進の積極的な取り組みを継続しつつ、活動主体と連携・協働し、「福祉のまちづくり」を強く推し進めている。さらに、権利擁護事業において成年後見制度の推進に取り組み、市民後見人の養成を行っている。

(1) 組織

(社福) 仙台市社会福祉協議会



(2) 事業内容

- ①社協組織の基盤強化
- ②広報活動（広報紙「社協だよりせんだい」の発行・ホームページを利用した情報発信等）
- ③企画・調整事業の推進
- ④地域福祉活動の推進事業
 - ア) 地域福祉活動計画の推進
 - ・地域住民や団体、関係機関等との連絡調整、協働の推進及び活動支援
 - ・地区社会福祉協議会活動の拡充強化
 - イ) 小地域福祉ネットワーク活動の推進
 - 地区社協を実施主体とし、安否確認活動と簡単な家事援助やサロン活動などの生活支援活動等を実施する小地域福祉ネットワーク活動の推進
 - ウ) コミュニティソーシャルワーカー配置による地域福祉課題の解決に向けた取り組みの推進
 - ・地域状況の把握、地域福祉活動支援、地域におけるネットワーク形成
 - ・身近な地域での相談支援（重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
 - ・支援機関等からの相談対応及び調整、重層的支援会議の開催、支援プランや支援方針の策定（重層的支援体制整備事業における多機関協働事業）
 - エ) 第1層生活支援コーディネーター配置による地域包括ケアシステムの推進
- ⑤ボランティアセンター事業
 - ア) ボランティアセンター管理事業（市・区ボランティアセンター6ヶ所）
 - ・ボランティア登録、紹介、相談事業の推進（被災者支援を含む）
 - イ) ボランティア育成・研修事業
 - ・養成研修等の企画、実施（夏のボランティア体験会、地域のボランティア育成講座他）
 - ・地域福祉推進のための企業との連携事業
 - ・子どもの居場所づくり支援事業
 - ウ) 福祉学習推進事業
 - ・福祉学習推進事業（福祉学習講師派遣事業、教員向け研修会、福祉紙芝居他）
 - ・障害理解サポーター養成研修事業
 - エ) ボランティア活動者・団体の支援
 - ・ボランティア団体活動室の貸出し
 - ・印刷機、帳合機、紙折機、ロッカー等の貸出し
 - ・車いす、白杖、高齢者疑似体験セット等の貸出し
 - オ) ボランティアのネットワーク構築
 - ・ボランティア・市民活動団体ネットワーク会議の開催
 - ・ボランティア登録団体等交流会の開催
 - カ) ボランティア広報事業
 - ・ボランティアフォーラム開催
 - ・ボランティア情報紙発行（にこボラ）
 - キ) 仙台市災害ボランティアセンターの体制整備
- ⑥日常生活自立支援事業（市・区権利擁護センター6ヶ所）
 - ア) 日常生活自立支援事業
 - 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助・金銭管理サービス・あずかりサービスを実施
- ⑦成年後見制度利用促進事業
 - ア) 仙台市成年後見総合センター運営
 - ・中核機関運営
 - ・成年後見サポート推進事業
 - ・市民後見人養成・支援事業
 - ・成年後見制度・市民後見人普及啓発事業
- ⑧介護保険等事業
 - ア) 指定居宅介護支援事業所（2ヶ所）運営
 - イ) 指定介護予防支援事業所（4ヶ所）運営
 - ウ) 通所介護事業（2ヶ所）運営
 - エ) 障害者相談支援事業所（計画相談、障害児相談、地域相談〈地域移行・地域定着〉）（2ヶ所）運営
- ⑨要介護世帯への自立援助事業の推進（各種資金貸付事業等）

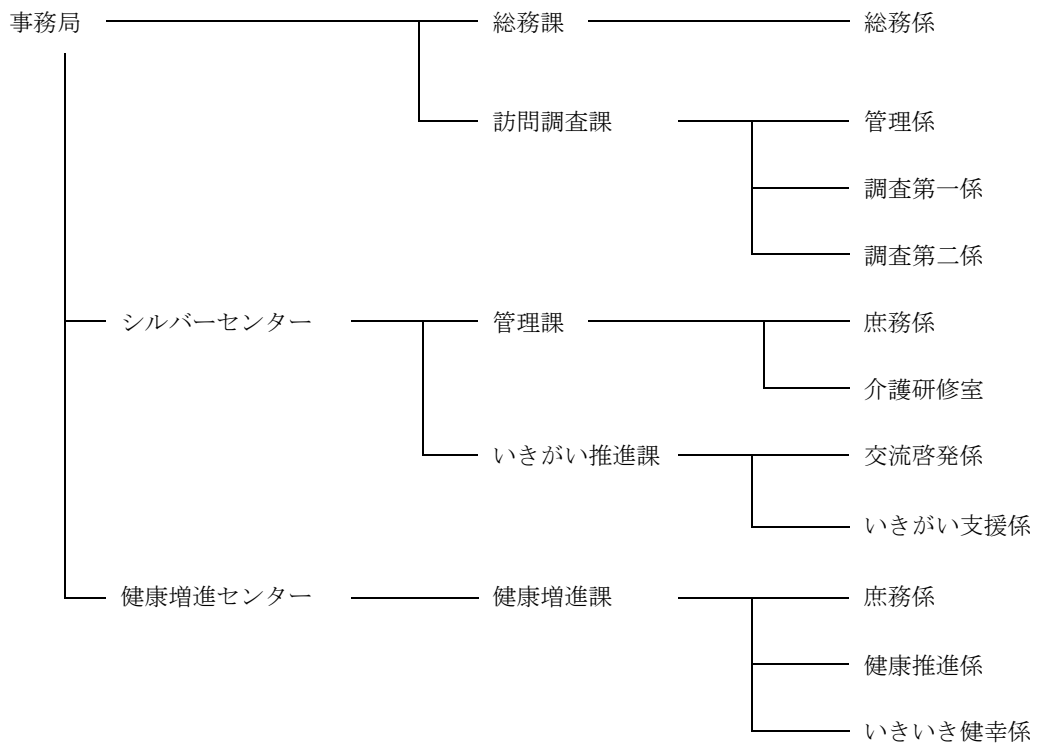
- ⑩公の施設の管理運営（指定管理者）
 - ア）老人福祉センターの管理運営（4施設）
 - イ）デイサービスセンターの管理運営（2施設）
 - ウ）社会福祉センターの管理運営（2施設）
 - エ）障害者施設の管理運営（3施設）
 - オ）福祉プラザの管理運営
- ⑪受託事業
 - ア）障害者相談支援事業（2ヶ所）
 - イ）自立訓練（機能訓練）事業（1ヶ所）
 - ウ）地域包括支援センター運営事業（4ヶ所）
 - エ）介護サービス相談員派遣事業
 - オ）地域包括支援センター職員研修
 - カ）社会福祉法人・施設職員研修
 - キ）保育所等職員研修事業
- ⑫福祉関係団体等の支援（仙台市民生委員児童委員協議会，日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部，仙台市共同募金委員会，仙台市遺族会，仙台市ほほえみの会）
- ⑬高齢者福祉団体の支援（仙台市地域包括支援センター連絡協議会，仙台市老人福祉施設協議会）
- ⑭社会福祉大会の開催

5 （公財）仙台市健康福祉事業団

（公財）仙台市健康福祉事業団は，仙台市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現に向け，啓発，情報提供，生きがい・健康づくりの支援等の事業を行う推進母体として，平成3年3月28日に設立された。

仙台市シルバーセンター，仙台市健康増進センター両施設の指定管理者として，施設の管理運営を含めて事業を展開している。さらに，仙台市等から委託を受けて，要介護認定及び障害支援区分認定のための訪問調査事業を行っている。

(1) 組織



(2) 事業内容

- ①市民の健康福祉意識の醸成及び啓発
- ②市民の生きがい及び健康づくりの支援
- ③高齢者等の介護に関する研修，相談及び情報提供
- ④要介護認定及び障害支援区分認定に係る認定調査
- ⑤シルバーセンターの管理運営
- ⑥健康増進センターの管理運営

6 シルバーセンター

(1) 設置目的

高齢化社会の進展に伴い、多様化・高度化する福祉サービスへの需要に対応して、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現を図るための拠点施設として設置された。

304席を備えた交流ホールや大小研修室、プール・浴室・サウナ、トレーニング体力測定室、総合相談センター、福祉用具展示室等の多様な施設を備え、また、障害者や高齢者に配慮した様々な設備が設けられている。仙台市健康福祉事業団・東北共立グループが指定管理者として管理を行っている。

(2) 基本機能

① 情報提供・相談機能

高齢者やその家族が抱える生活全般に関する問題について、面接・電話等で相談に応じるとともに、年金、税務、法律の各分野については専門相談員が応じる。また、福祉に係る制度・施策、福祉施設、ボランティア等の情報の提供を行う。

② 生きがい支援機能

高齢者の社会参加・社会貢献、仲間づくり等を学習・支援するための各種教室・講座を開催する。また、地域文化、趣味、スポーツ等様々な分野で活動する高齢者の活動支援事業や活動で得た経験・知識を活用した事業を実施する。

③ 学習機能

高齢者はもとより広く市民に対し、高齢化対策や社会参加活動等についての啓発を目的とした各種講座や研修会等を開催する。

④ 健康増進・介護予防機能

主に高齢者を対象に、健康に関する指導、相談を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発を行う。また、トレーニング体力測定室を利用した健康増進・介護予防のための各種教室を開催する。

⑤ 交流機能

豊齢化社会づくりや生きがいづくり・社会参加活動等の講演会、交流会、創作展示会等各種イベントを始めとして、世代及び地域を超えた交流事業を開催する。

⑥ 介護研修機能

市民を対象に、介護に必要な知識や技術を学ぶ各種講座を開催する。また、介護職員を対象に、業務に必要な知識・技術の習得及び介護職としての資質向上を目的とした各種研修を実施する。

⑦ 福祉用具展示機能

高齢者・障害者の生活の自立を助け、介護する人の負担を軽くするための福祉用具を展示する。また、介護・福祉用具等に関する相談、情報提供を実施する。

(3) 施設の概要

所在地	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号
開館	平成4年1月22日
敷地	3,286㎡
建物	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階地上7階建、延床面積 9,496㎡
施設内容	1階 交流ホール（304席）、ふれあいコーナー、情報コーナー 2階 福祉用具展示室、総合相談センター、相談室 3階 トレーニング体力測定室、検査室 4階 プール（20m×4コース）、浴室・サウナ 5階 管理事務室、（公財）仙台市健康福祉事業団、会議室（42㎡）、第三研修室（46㎡） 6階 第二研修室（252㎡）、和室（48㎡） （公社）仙台市シルバー人材センター、（公社）仙台市老人クラブ連合会 7階 第一研修室（392㎡）、せんだい豊齢ネットワーク事務局

シルバーセンター利用状況（令和5年度実績）

（単位：人）

施設名	利用者数	施設名	利用者数
交流ホール	29,469	専門相談	年金 13
研修室・和室	36,930		税務 27
プール・浴室・サウナ	18,759		法律 119
トレーニング体力測定室	9,783	福祉用具展示室	3,173
ふれあいコーナー・活動コーナー	3,497	総 数	102,505
総合相談室（なんでも相談）	735		

〈資料：高齢企画課〉

7 福祉プラザ

(1) 設置目的

世代を超えた市民の交流・相互理解を促進するとともに、民間社会福祉活動を支援することにより、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現を図るための拠点施設として設置された。交流・支援機能として、302席を備えたふれあいホールや大小研修室、大広間、調理実習室、創作室等の施設や、情報提供機能として、福祉図書コーナーが設けられている。

仙台市社会福祉協議会・東北共立グループが指定管理者として管理を行っている。

(2) 施設の概要

所在地	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
開館	平成6年9月1日
敷地	5,015㎡
建物	鉄骨・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地下1階地上12階建，延床面積 11,685㎡
施設内容	1階 プラザホール（391㎡），ロビー 2階 ふれあいホール（302席），展示ロビー，レストラン 3階 託児室，災害ボランティアセンター，災害ボランティアセンター資材室 4階 ボランティアセンター，福祉団体交流室，福祉団体活動室，（社福）仙台市障害者福祉協会 5階 管理事務室，（特非）仙台市精神保健福祉団体連絡協議会，福祉図書コーナー 6階 （社福）仙台市社会福祉協議会 7階 五橋地域包括支援センター，仙台市権利擁護センター，仙台市成年後見総合センター，創作室，録音室 8階 （社福）仙台市障害者福祉協会，（社福）仙台市手をつなぐ育成会，デイルーム 9階 大広間（1），大広間（2），和室，調理実習室 10階 第二研修室（123㎡），第三研修室（69㎡），第四研修室（59㎡），講師控室 11階 第一研修室（176㎡） 12階 仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所

福祉プラザ利用状況（令和5年度実績）

（単位：人）

施設名	利用者数	施設名	利用者数	利用者総数
ふれあいホール	26,227	録音室	380	92,960
プラザホール	15,468	託児室	1,567	
研修室・大広間・和室等	37,901	展示ロビー	5,668	
調理実習室	1,764	福祉図書コーナー	242	
創作室	3,743			

（資料：社会課）

8 社会福祉センター

(1) 設置目的

地域社会を基盤とする社会福祉（地域福祉）に対する市民の理解及び参加を促進するとともに、社会福祉団体との協働により地域福祉の増進を図ることを目的としている。

（社福）仙台市社会福祉協議会が指定管理者として管理を行っている。

(2) 事業内容

- ① 地域福祉についての情報の収集及び提供に関すること
- ② 地域福祉に関する相談及び研修その他地域福祉の啓発に関すること
- ③ 社会福祉団体の地域福祉のための活動の推進及び援助に関すること

(3) 施設の概要

施設名	所在地	設置年月	延床面積	施設内容
宮城社会福祉センター	青葉区下愛子字観音堂27-1	平成元年5月	495.27㎡	会議室，会議室兼談話室，集会室，浴室，生活相談室
※ 泉社会福祉センター	泉区七北田字道48-12	平成4年5月	1,651.20㎡	大会議室兼視聴覚室，料理実習室，研修室1・2，小会議室，プレイルーム等

※ 泉社会福祉センターは、併設の泉障害者福祉センターの延床面積を含む

§ 2 生活保護

1 生活保護のしくみ

生活保護制度は、憲法第25条の生存権保障の理念に基づいて、国が国民の最低生活を保障し、その自立を助長することを目的として設けられたものである。国民は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要件を満たすかぎり、困窮の原因にかかわらず平等に保護を受けることができる。しかし、生活保護は国民の最低生活を保障するための最終的な社会保障施策であることから、保護を受けるには、まず自己の力でできる限りの努力をすることはもちろん、自己の生活を維持するためのあらゆる方法を講じてなお、最低限度の生活が確保されない場合に適用されるものである。また、親族の扶養や他の法律による扶助を受けることは、保護を受けることに優先して行われるものである。この法律によって保障される最低生活の水準は「健康で文化的な生活」ができるものとされており、その基準は、一般国民の消費水準等を考慮して厚生労働大臣が定めることになっている。なお、各扶助の基準は、年齢、世帯人員等に応じて所在地域（市町村）ごとに設定されている。

(1) 生活保護の種類と範囲

生活扶助	・衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ・移送
住宅扶助	・住居 ・補修その他住宅の維持のために必要なもの
教育扶助	・義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ・義務教育に伴って必要な通学用品 ・学校給食その他義務教育に伴って必要なもの
介護扶助	・介護保険などの給付対象となるサービス ・移送
医療扶助	・診察 ・薬剤又は治療材料 ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ・移送 ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
出産扶助	・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
生業扶助	・生業に必要な資金、器具又は資料 ・生業に必要な技能の修得 ・就労のために必要なもの ・高等学校等の就学のために必要なもの
葬祭扶助	・検案 ・死体の運搬 ・火葬又は埋葬 ・納骨その他葬祭のために必要なもの

(2) 生活扶助基準額の推移

標準3人世帯 仙台市：1級地－2 （各年4月1日時点）

【世帯構成】世帯主（33歳） 配偶者（29歳） 子（4歳） （単位：円）

		令和4年	令和5年	令和6年
第一類	基準額	96,820	96,820	100,710
	基準額	45,110	45,110	44,730
第二類	冬季加算（注）	6,020	6,020	6,020
	児童養育加算	10,190	10,190	10,190
合 計		158,140	158,140	161,650
対前年度比（%）		100.0%	100.0%	102.2%

注：冬季加算は、11月から翌年4月に加算されるもので 年平均額（月額×6/12）を計上している。 〈資料：保護自立支援課〉

2 本市の保護状況

(1) 保護開始事由別世帯数の推移（年度合計）

（単位：世帯，%）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
傷病（世帯主・世帯員）	276	13.4	281	12.6	274	12.2
死亡・離別等	91	4.4	61	2.7	77	3.4
収入減	1,168	56.6	1,391	62.3	1,400	62.5
管外からの転入	420	20.4	401	17.9	398	17.8
その他	108	5.2	101	4.5	90	4.1
合計	2,063	100.0	2,235	100.0	2,239	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

(2) 保護廃止事由別世帯数の推移 (年度合計) (単位：世帯，%)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
傷病治ゆ	20	1.1	30	1.6	53	2.6
収入増	287	16.2	290	15.9	328	16.1
死亡	533	29.9	622	34.0	695	34.1
管外への転出	433	24.4	401	21.9	420	20.6
親類・縁者等の引取り	44	2.5	60	3.3	43	2.1
施設入所	23	1.3	18	1.0	31	1.5
その他	437	24.6	408	22.3	471	23.0
合計	1,777	100.0	1,829	100.0	2,041	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

(3) 扶助別被保護世帯数・人員の推移 (単位：世帯，人)

		定期的扶助 (年度平均)					その他扶助 (年度合計)		
		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
令和3年度	世帯	12,479	12,682	654	2,877	12,814	8	4,392	328
	人員	16,064	16,194	954	2,950	15,653	8	5,005	328
令和4年度	世帯	12,756	12,986	657	2,985	13,063	11	4,014	308
	人員	16,228	16,403	951	3,051	15,887	11	4,502	308
令和5年度	世帯	12,927	13,243	640	3,116	13,399	6	4,021	342
	人員	16,318	16,576	927	3,179	16,254	6	4,522	342

注：生業扶助人員については延人数である。

〈資料：保護自立支援課〉

(4) 世帯類型別世帯数の推移 (年度平均) (単位：世帯，%)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者世帯	6,798	47.2	6,906	46.9	7,020	46.7
母子世帯	847	5.9	820	5.6	787	5.2
傷病・障害者世帯	3,893	27.0	4,025	27.3	4,091	27.2
その他の世帯	2,865	19.9	2,973	20.2	3,135	20.9
合計	14,403	100.0	14,724	100.0	15,033	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

(5) 扶助別支出状況の推移 (年度合計) (単位：千円，%)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
扶 助 別	生活扶助費	9,472,736	33.0	9,633,057	33.4	9,734,747	32.1
	住宅扶助費	4,997,147	17.4	5,135,473	17.8	5,235,745	17.2
	教育扶助費	117,359	0.4	116,758	0.4	114,198	0.4
	介護扶助費	683,700	2.4	692,890	2.4	758,994	2.5
	医療扶助費	12,982,397	45.2	12,788,660	44.3	14,015,391	46.1
	その他の扶助費	158,776	0.5	168,737	0.6	174,796	0.6
小計		28,412,115	98.9	28,535,575	98.9	30,033,871	98.9
保護施設事務費及び委託事務費		317,022	1.1	318,905	1.1	345,388	1.1
合計		28,729,137	100.0	28,854,480	100.0	30,379,259	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

(6) 福祉事務所別保護動向の推移 (年度平均)

(単位：世帯、人、%)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
青葉 (宮総含む)	管内	163,612	311,765	164,727	313,686	169,555	314,467
	被保護	4,591	5,588	4,701	5,639	4,802	5,731
	保護率	17.9		18.0		18.2	
宮城野	管内	96,530	196,524	97,020	195,724	98,253	194,522
	被保護	3,035	4,038	3,091	4,095	3,112	4,096
	保護率	20.5		20.9		21.1	
若林	管内	68,841	141,272	69,456	141,916	71,339	142,452
	被保護	1,998	2,550	1,990	2,545	2,034	2,602
	保護率	18.0		17.9		18.3	
太白	管内	106,392	235,626	107,272	236,714	110,284	237,186
	被保護	3,468	4,563	3,543	4,598	3,605	4,612
	保護率	19.3		19.4		19.4	
泉	管内	93,873	211,212	94,259	210,269	95,560	208,713
	被保護	1,310	1,707	1,399	1,792	1,481	1,870
	保護率	8.0		8.5		9.0	
仙台市	管内	529,248	1,096,400	532,734	1,098,322	544,991	1,097,339
	被保護	14,403	18,447	14,722	18,669	15,033	18,910
	保護率	16.8		17.0		17.2	

〈資料：保護自立支援課〉

※平均値の算出にあたっては、各区ごとに端数調整を行っているため、5区の合計と全市の値が一致しないことがある。

§ 3 低所得者福祉

一般に低所得者とは、生活保護を受けるまでには至らないが、世帯内の収入が低く、生活保護に準ずる生活状態にあると認められる階層にある者をいう。

一般に低所得の原因としては、勤労収入の不安定、高齢による所得の減少、り病、り災等が考えられるが、この階層は原因が重複している場合が多い。また、社会経済情勢の変化がより一層低所得者の生活を圧迫しており、その対策として、法外援護等の事業の充実を図っているところであるが、単に社会福祉施策にとどまらず、労働、住宅、教育等各分野の施策の総合的な推進が必要である。

1 生活援護対策

(1) 生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長促進し安定した生活を図ることを目的とし、(社福)宮城県社会福祉協議会が実施主体で、(社福)仙台市社会福祉協議会が窓口業務を実施している。

生活福祉資金等貸付状況 (令和5年度実績) (単位：件、千円)

種別	総合支援	福祉 (緊急小口含む)	教育	不動産 担保型	特例つなぎ 資金	生活復興 支援資金	合計
貸付件数	0	52	61	0	0	0	113
貸付金額	0	18,588	57,360	0	0	0	75,948

〈資料：社会課〉

※不動産担保型生活資金貸付について、「貸付件数」は、年度内に貸付が決定した件数であり、「貸付金額」は貸付限度額である。(不動産担保型生活資金の貸付は、貸付限度額に達するまでの間、貸付月額を3か月ごとに送金する方法による。)

(2) 入学準備金

市内に居住する者で、小・中・高校の入学金の納入などに困っている世帯に貸し付け、就学を援助する。
貸付限度額 一世帯25万円以内 (小・中学校は5万円以内、公立高校は10万円以内、私立高校は15万円以内)
無利子貸付の日から2か月措置後20か月以内に償還 (私立高校で15万円貸付の場合は30か月以内)
令和5年度利用件数：0件

§ 4 その他の福祉

1 戦争犠牲者・引揚者等の援護

(1) 援護事務の概要

戦後の初期は海外引揚者の援護が中心であったが、その後昭和27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が施行され、翌28年には恩給法が復活する等関係法令の整備が進められ、旧軍人・軍属等の公務傷病による障害者及び戦没者の遺族等に対する年金等の給付事務を中心に援護行政が行われてきている。

関係法令は毎年のように改正され、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置がとられているが、対象受給権者の高齢化等に伴い処遇改善の施策が強く望まれているところである。

(2) 戦傷病者・戦没者遺族等援護

種 類	対 象 者
①障害年金	軍人軍属又は準軍属が公務傷病又は勤務関連傷病により、法に定める障害の状態にある場合
②障害一時金	障害の程度が比較的軽い場合に、障害者の選択により障害年金に代えて支給される
③遺族年金 遺族給与金（準軍属）	軍人軍属又は準軍属が公務傷病又は勤務関連傷病に起因して死亡した場合
④弔慰金	軍人軍属又は準軍属が、昭和12年7月7日以後公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した場合
⑤特別弔慰金	遺族援護法に規定する弔慰金を受ける権利を取得した遺族であって遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利を有する遺族がない場合
⑥戦没者等の妻に対する特別給付金	遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利を有する戦没者等の妻
⑦戦没者の父母等に対する特別給付金	遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利又は資格を有する戦没者等の父母又は祖父母で、戦没者等以外には子も孫もない方

(3) 戦傷病者・戦没者遺族等援護事務取扱状況

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総数	2,119	1,531	350	特別弔慰金	買上	2	0	0
遺族年金	0	0	0		貸付	0	0	0
遺族給与金	0	0	0	特別給付金	買上	0	0	0
障害年金	0	0	0		貸付	0	0	0
弔慰金	0	0	0	国債交付		1,709	672	332
特別弔慰金	406	858	3	証書交付		0	0	0
特別給付金	2	1	15					

〈資料：社会課〉

(4) 戦没者戦災死者合同慰霊祭

毎年7月10日の仙台空襲の日に、戦没者(7,665人)戦災死者(1,399人※)の遺族及び関係者の参列のもと、戦没者戦災死者合同慰霊祭を実施し、参列者が献花を行い戦没者戦災死者の冥福を祈るとともに世界の恒久平和を祈願している。(※)は仙台市戦災復興記念館資料より

(5) 中国残留邦人等に対する支援

①中国残留邦人等に対する支援給付

中国残留邦人又は樺太残留邦人(以下「中国残留邦人等」とする。)は、戦後中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本語が不自由で、また生活習慣も異なるため、安定した職を得て貯蓄することも出来ず、地域からも孤立し、老後に不安を抱いている等の現状に対して、老後の生活を安定させる観点から特別に配慮するものとして創設された。

国の老齢基礎年金の満額支給制度を利用してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。

支援給付別支出状況 (令和5年度実績) (単位：千円，%)

支援給付の種類	生活支援給付	住宅支援給付	医療支援給付	介護支援給付	その他の支援給付	計
給付金額	35,444	10,483	60,510	3,287	3,768	113,492
構成比	31.3	9.2	53.3	2.9	3.3	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

②中国残留邦人等に対する地域生活支援

永住帰国した中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくるとともに、地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、地域における受入れ活動を支援する。

ア) 自立支援通訳派遣等事業

中国残留邦人等が医療機関を受診する際や、公共機関等のサービスを利用する際等で通訳が必要と認められる場合に自立支援通訳を派遣する。

イ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

日本語習得等を希望する者に対して、中国帰国者支援・交流センターや自治体が認めた日本語教室、パソコン教室、交流事業の紹介・斡旋を行い、参加者に対して、交通費や教材費を支給する。

2 災害救助

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

住家の滅失した世帯が5世帯以上か、宮城県の区域内で災害救助法が適用された自然災害（防風、豪雨、洪水など）により死亡した場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、死亡者の遺族に対して死亡者一人当たり、主たる生計維持者の場合500万円、その他の場合 250万円の災害弔慰金を支給している。

また、災害により負傷し又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に著しい障害がある方に対し、主たる生計維持者の場合 250万円、その他の場合 125万円の災害障害見舞金を支給するとともに、世帯主が一定以上の負傷を受けたり、家財、住居が一定規模以上の損害を受けた場合には、その程度に応じ、一世帯当たり 150万円～ 350万円を限度として、災害援護資金の貸付（一定の所得制限あり）を行っている。

東日本大震災における申請状況

災害弔慰金

令和6年3月31日現在

申請件数		決定済件数		支給済金額
1,021件	1,021件	うち支給	うち不支給	30億9,000万円
		978件	43件	

〈資料：社会課〉

災害障害見舞金

令和6年3月31日現在

申請件数		決定済件数		支給済金額
11件	11件	うち支給	うち不支給	1,500万円
		9件	2件	

〈資料：社会課〉

災害援護資金

令和6年3月31日現在

貸付件数	貸付金額
15,137件	233億5,771万円

〈資料：災害援護資金課〉

令和元年東日本台風における申請状況

災害弔慰金

令和6年3月31日現在

申請件数		決定済件数		支給済金額
3件	3件	うち支給	うち不支給	500万円
		2件	1件	

〈資料：社会課〉

災害障害見舞金

令和6年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
1件	1件	うち支給	250万円
		うち不支給	
		1件	0件

〈資料：社会課〉

災害援護資金

令和6年3月31日現在

貸付件数	貸付金額
1件	50万円

〈資料：災害援護資金課〉

令和4年福島県沖を震源とする地震における申請状況

災害障害見舞金

令和6年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
1件	1件	うち支給	125万円
		うち不支給	
		1件	0件

〈資料：社会課〉

(2) 被災者生活再建支援制度

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、「被災者生活再建支援法」に基づき、最高300万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円）を支給する。なお、東日本大震災にかかる基礎支援金は平成30年4月10日、加算支援金は令和3年4月12日で受付を終了し、令和元年東日本台風にかかる基礎支援金は令和2年11月11日、加算支援金は令和4年11月11日で受付を終了。

東日本大震災における申請状況

令和6年3月31日現在

申請区分	申請件数	進達済件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	47,949件	47,949件	47,949件	100.0%	358億7,850万円
加算	39,523件	39,523件	39,523件	100.0%	428億3,637万円
計	87,472件	87,472件	87,472件	100.0%	787億1,487万円

※進達後に不支給となったものや、支給後に支給取消となった件数を除いている。 〈資料：社会課〉

令和元年東日本台風における申請状況

令和6年3月31日現在

申請区分	申請件数	進達済件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	3件	3件	3件	100.0%	300万円
加算	3件	3件	3件	100.0%	500万円
計	6件	6件	6件	100.0%	800万円

〈資料：社会課〉

(3) 被災者住宅再建支援制度

令和4年福島県沖を震源とする地震により居住する住宅が全壊するなど、著しい被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法が適用されない場合に、被害を受けた世帯に対して同法に準じた支援金（最高300万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円））を支給する。

令和6年3月31日現在

申請区分	申請件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	4件	4件	100.0%	400万円
加算	6件	6件	100.0%	787万円
計	10件	10件	100.0%	1,187万円

〈資料：社会課〉

(4) 災害義援金

東日本大震災で被災した市民に対し、全国から、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団に寄せられた義援金、宮城県に寄せられた義援金及び仙台市に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会、仙台市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分する。

東日本大震災における申請状況

① 日本赤十字社，中央共同募金会，日本放送協会，NHK厚生文化事業団及び宮城県へ寄せられた義援金
令和6年3月31日現在

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
死亡・行方不明者	1,004件	1,004件	12億4,508万円
住家全壊(焼)	21,656件	21,656件	249億983万円
住家大規模半壊	93,239件	21,100件	179億7,512万円
住家半壊(焼)		72,139件	389億5,316万円
母子・父子世帯	3,361件	3,361件	12億938万円
震災により両親を失った孤児	7件	7件	350万円
高齢者・障害者施設入所者等	293件	293件	7,461万円
災害障害見舞金支給対象者	9件	9件	261万円
津波浸水区域・住家全壊(焼)	5,059件	5,059件	20億4,928万円
津波浸水区域・住家大規模半壊	151件	151件	3,782万円
津波浸水区域・住家半壊(焼)	473件	473件	7,094万円
津波浸水区域・大規模半壊以上の仮設住宅未利用世帯	2,447件	2,447件	2億4,470万円
合計	127,699件	127,699件	867億7,603万円

〈資料：社会課〉

② 仙台市に寄せられた義援金

※仙台市での義援金の受入（2,950件 11億380万9,706円），及び寄せられた義援金の配分は平成28年度にて終了。

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
要介護3以上の者又は重度障害者を在宅介護している世帯	1,418件	1,418件	2億8,360万円
平成23年度に新入学児童・生徒（小1・中1）がいる世帯	1,597件	1,597件	1億5,970万円
震災により両親を失った孤児	7件	7件	1,449万6,258円
震災により片親を失った遺児	136件	136件	1億4,081万3,448円
津波浸水区域・住家全壊(焼)	5,052件	5,052件	5億520万円
合計	8,210件	8,210件	11億380万9,706円

〈資料：社会課〉

令和元年東日本台風における申請状況

日本赤十字社，中央共同募金会及び宮城県へ寄せられた義援金
令和6年3月31日現在

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
死亡・重傷者	3件	3件	1,870千円
全壊	2件	2件	1,496千円
半壊	5件	5件	1,762千円
準半壊	46件	46件	3,366千円
床上浸水	568件	568件	42,441千円
一部損壊（10%未満）	548件	548件	20,476千円
合計	1,172件	1,172件	71,411千円

〈資料：社会課〉

(5) 災害見舞金

災害（火災・水害等）により，住家に全焼・全壊・流失・半焼・半壊・床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた世帯に対し，被害程度等に応じて災害見舞金を支給している。

災害見舞金 支給状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	38件（1,140千円）	32件（970千円）	32件（1,050千円）

〈資料：社会課〉

3 生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象とした自立支援策を実施する。

(1) 自立相談支援（仙台市生活自立・仕事相談センター）

生活困窮者に対するワンストップでの総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら、継続的な自立支援として生活支援、就労支援等を実施する。また、自ら窓口を訪れることが困難な方等へのアウトリーチ支援も実施する。

(2) 住居確保給付金

離職等により、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、基準額内の家賃相当分を支給し、あわせて就労支援を行う。

※令和2年4月20日より、やむを得ない休業等により離職・廃業と同程度の状況にある方も対象となった。

令和5年度実績 受給世帯数 延べ1,780世帯 支給額 67,191千円

(3) 就労準備支援（仙台市生活自立・仕事相談センター）

直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し、生活自立や社会自立などの基礎的能力の形成を支援する。

(4) 生活困窮者等家計改善支援（仙台市家計相談プラザ）

家計収支のバランスが取れていないなど、家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を適切に把握し、その改善の意欲を高めるとともに、自ら管理ができるように支援する。

(5) 子どもの学習・生活支援

「貧困の連鎖」防止のため、生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援を行うとともに、居場所づくりや生活相談を行う。また、生活困窮世帯の高校生世代の中途退学等を防止するため、進級支援や面談等を実施する。

(6) 路上生活者等支援

①巡回相談

巡回相談員が市内全域を巡回して、ホームレスの実態把握や、就労・健康・生活などについての相談指導等を行うとともに、各区保健福祉センターなどと連携した福祉・保健・医療等の支援や支援施設等への入所案内などを行っている。

②路上生活者等自立支援ホーム（清流ホーム）

本市で起居するホームレス状態にある者等に対して、居所や食事などを提供するとともに、自立意欲の喚起・助長を図りながら、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援を行っている。定員50名。

[利用者数（延人数）]

令和5年度利用者 64名

③住まいの確保緊急支援事業

住まいを失った生活困窮者等に対し、個室型の居所や食事などを提供するとともに仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぶ」や福祉事務所と連携し、アパート等の居宅確保支援事業を行っている。

[利用者数（延人数）]

令和5年度利用者 89名

④衛生改善

ホームレス状態にある者の衛生状況を改善し、自立意欲の喚起を図るため、週1回「清流ホーム」において、シャワー提供事業を実施している。また、提供の際には、巡回相談員と民間支援団体とが連携して生活相談などを実施し、本事業を契機としたホームレス状態からの脱却を支援している。

4 再犯防止推進

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活支援に係る情報共有や、支援の際の連携の課題の把握と対応協議のため、令和3年度に本市、刑事司法機関、関係団体と「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置（令和5年度は3回開催）し、連携した取り組みを行っている。

[令和5年度実績]

・「仙台市再犯防止推進セミナー」の開催

刑務所出所後等の社会復帰を受け入れる福祉施設の職員を対象としたセミナーを開催した。

参加者 52名